

平成26年8月26日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

社会文教常任委員会
委員長 大門 和 子



委員会調査報告について

本委員会に付託事件の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事件

平成26年第1回定例会

発議第12号 文化財に関する事務調査について

2. 調査の経緯と結果

本委員会は、平成26年4月23日、5月14日、5月21日及び7月16日の4日間会議を開催し、資料を基に担当課の職員の説明を求めるとともに、5月21日には、横山家、旧中村家、旧檜山爾志郡役所、能登谷の坂（霰庵の句碑）、法華寺（寛保津波の碑）、金丸家住宅、正覚院（寛保津波の碑・瓊江丸記念碑）観音寺（木喰仏 地藏菩薩像 円空仏 阿弥陀如来像）等の町内文化財の現地視察、そして7月28日、29日には秋田県の小坂町、青森県の青森市において視察研修を行い、調査した結果について別紙のとおり意見を付して報告する。

【意見】

江差町には、各種の有形無形の重要文化財等が数多くある。国指定文化財 2件、道指定文化財 11件、町指定文化財 33件 合計46件である。

近年、歴史的な建造物や町並みを歴史的資産として捉え直して、現代の町づくりに活かそうと取り組んでいる自治体が増加してきている。

文化財はもともと地域住民の人々の財産として、保存伝承されることで、その価値が多くの人々に理解され、地域住民の誇りとして継承されるものであることから、市民が主体となった保存、伝承の取り組みが重要であると考えます。

今後も、指定文化財の保存修理等の保護活動についても行政で実施するものはあるが、町民参加型の保存伝承の取り組みを進め、持続可能な文化財保存、活用の体制を確立することが重要であり、次の点に留意して推進すべきである。

記

1. 歴史的建造物の保存、活用することの基本的な考え方について

◆旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所の冬期間での開館活用を図ること。

・平成27年度末には、北海道新幹線がいよいよ開通となるが、この観光形態の変化にいかに対応していくかで地域間格差が拡大するものと考えます。

・周辺町と連携を密に図るとともに、観光客を呼び込むためのひとつとして冬期間の開館活用を積極的に図ること。

◆文化財設置場所への案内看板・パンフレットを整備すること。

・国、道以外の町指定文化財については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、設置場所までの案内看板表示が少ないのでその案内板設置及び関係課と連携してその表示パンフレットの整備を図ること。

2. 歴史的建造物の計画的修繕計画の策定について

◆旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所、旧関川家別荘においては、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を行うことが保存のために重要である。特に国及び道指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づき町、北海道、国と協議して修繕計画書を作成し、適切な修繕に努めること。

3. 歴史的建造物に触れる機会の創出について

◆歴史的建造物は、地域の歴史を伝えるとともに魅力を高める貴重な財産であり、可能な限り後世まで保存伝承していくことが我々の責務である。特に住民が貴重だと認識する建物の維持管理については、所有者のみの問題でなく、住民や各種団体が一緒

になって持続的に支える仕組みづくりが必要と考える。そのためには、その建物を「大切にしよう」、「残そう」という機運の醸成が必要であることから、ふれる機会の創出（建物周辺清掃及びガイド等）に努めること。

4. 歴史的専門分野業務の推進について

◆江差町教育員会で所蔵している歴史的資料は、展示している資料だけではなく、旧檜山爾志郡役所の敷地内にある「古文書資料収蔵庫」で保管している古文書資料や柏町にある「旧技専収蔵庫」に保管している民具資料、考古資料等、総数にして10万点を超えている。しかし、基本的な資料作業が遅々として進んでいない状況が見受けられる。

町内の歴史的建造物とともに、これらの貴重な資料を整理保存して活用していくことが、地域の魅力向上の有効な手段であると考えます。

そのため、職員の現状配置を見直し、専門分野業務が推進されるように努めること。